

平成26年度 業者収集マンション管理者講習会



ごみの分別について
一緒に取組みましょう！

平成27年1月29日

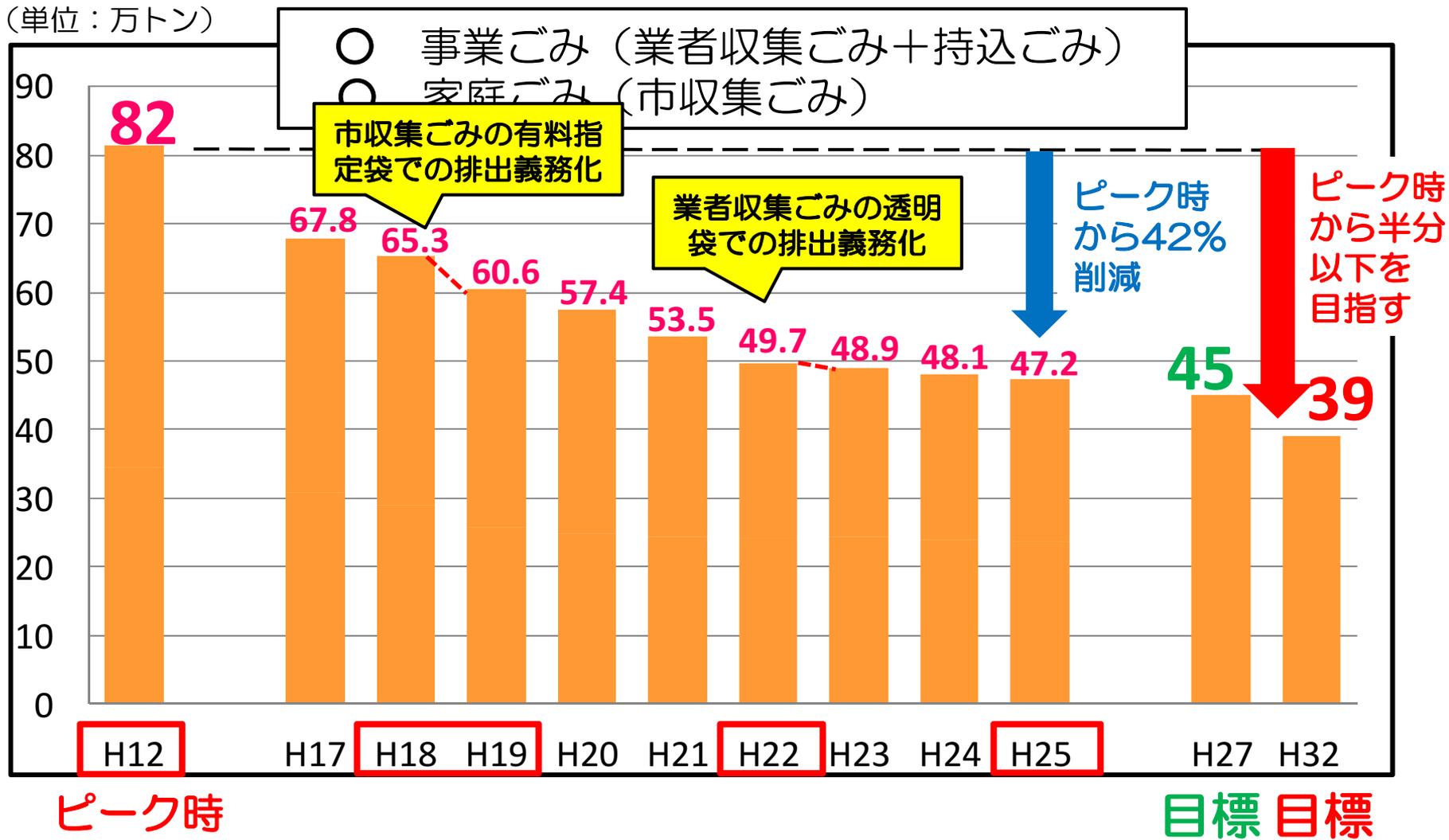
京都市環境政策局 ごみ減量推進課

本日の内容

- 京都市のごみ処理の現状について
- 業者収集マンションとは
- 業者収集マンション届出書について
- 業者収集マンションのごみの出し方について
- 雑がみの分別・リサイクルの取組について

受入量（燃やすごみ）の推移

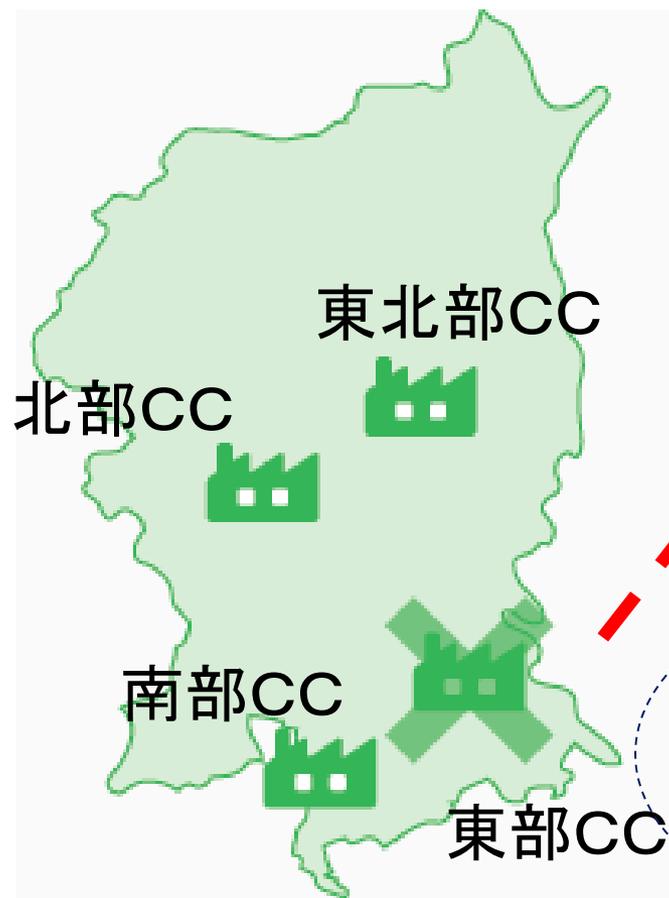
(単位：万トン)



京都市

平成25年度環境政策局事業概要
を基に作成

39万トンの目標が達成されると・・・



新たな建替え経費約400億円
年間運営費約10億円の節減
家庭ごみの年間収集運搬経費約40億円の節減

20年以上の歳月と500億円以上の経費をかけて作った唯一の貴重な処分場



北部クリーンセンター

東北部クリーンセンター

南部クリーンセンター

東部クリーンセンター



焼却（灰が発生）

平成25年1月

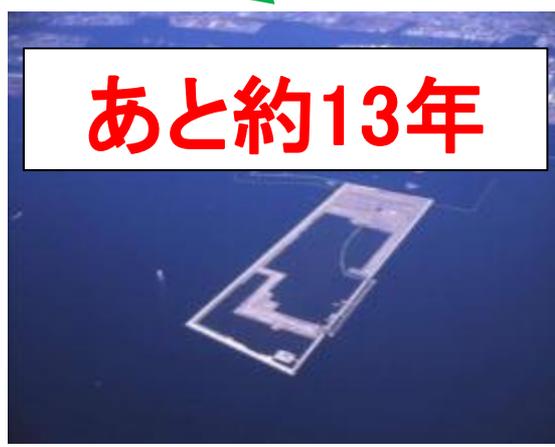
埋立

最終処分場

あと約50年

あと約13年

新たな埋立処分場の計画はありません



エコランド 音羽の杜

大阪湾フェニックスセンター

H26.3.7









平成12年撮影



平成26年撮影



4つの処分場と 9つの基地

H13.12受入開始



神戸沖(管理型)

88ha、1500万m³

H2.1受入開始



尼崎沖(管理・安定型)

113ha、1600万m³

H21.10受入開始



大阪沖(管理型)

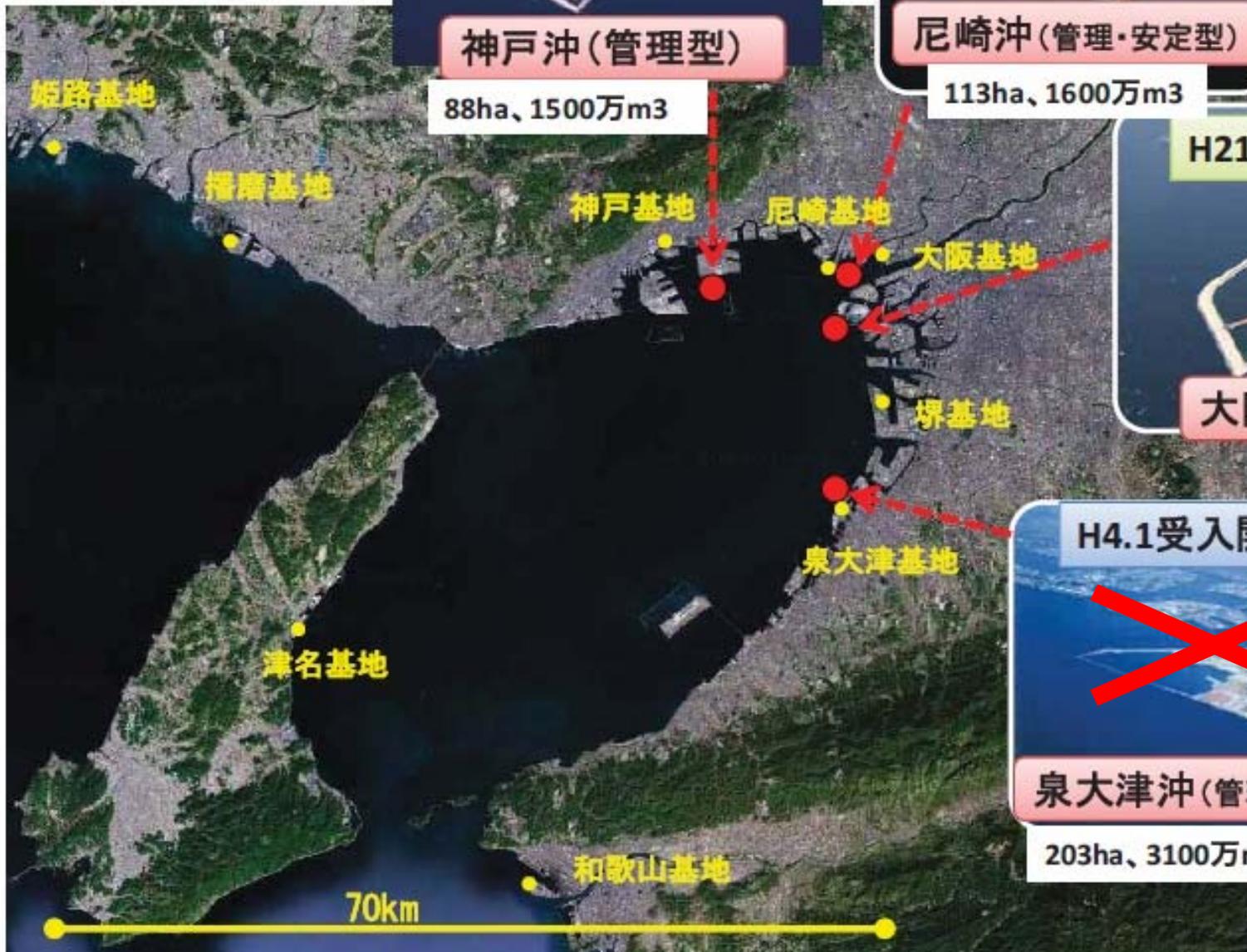
95ha、1400万m³

H4.1受入開始



泉大津沖(管理・安定型)

203ha、3100万m³



神戸沖埋立処分場





資源物選別



6

再資

F42344kg
F42344kg
F42344kg

F42344kg
F42344kg
F42344kg

F42344kg
F42344kg
F42344kg





破袋機

ペットボトル

KOMATSU

5

トル

白びん

茶びん

ペットボトル

色びん

ペットボトル



ペットボトル投入口





ペットボトル粉砕機

消火器











その他

がうしき
注射器



ちゅうしゃき
注射器

かみそり



本日の内容

- 京都市のごみ処理の現状について
- 業者収集マンションとは
- 業者収集マンション届出書について
- 業者収集マンションのごみの出し方について
- 雑がみの分別・リサイクルの取組について

業者収集マンションとは？

業者収集マンションとは？

→ 京都市ではなく，民間業者がごみを収集しているマンション等

●市内に約4,400棟

●約12万世帯

→ 京都市全体69万世帯の約18%

市収集と業者収集マンションのごみ出しルールの決め方の違い

市収集の場合

京都市が分別ルールや、
収集日等を決定

業者収集マンションの場合

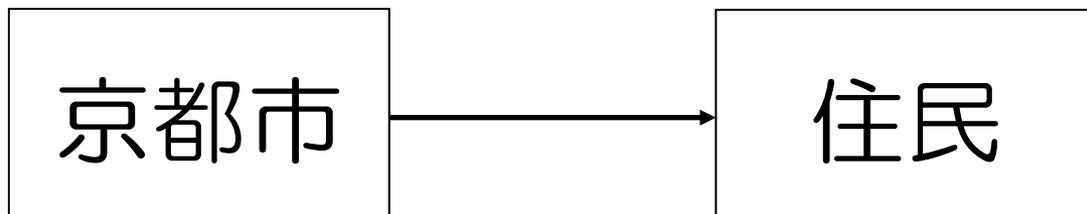
京都市が分別
ルールを決定



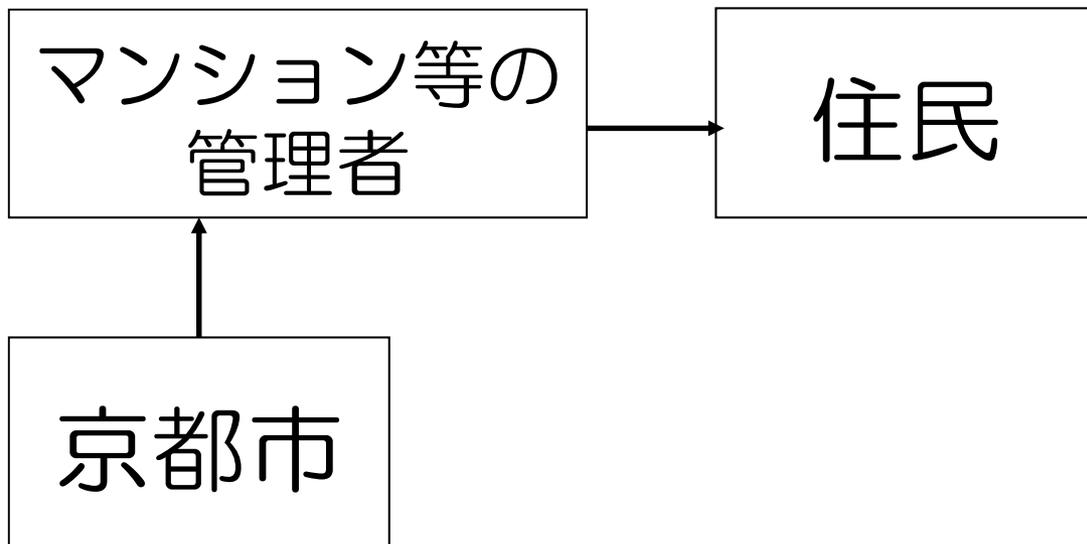
管理者が収集日
収集場所等の
ルールを決定

市収集と業者収集マンションの 情報伝達の違い

市収集の場合



業者収集マンションの場合



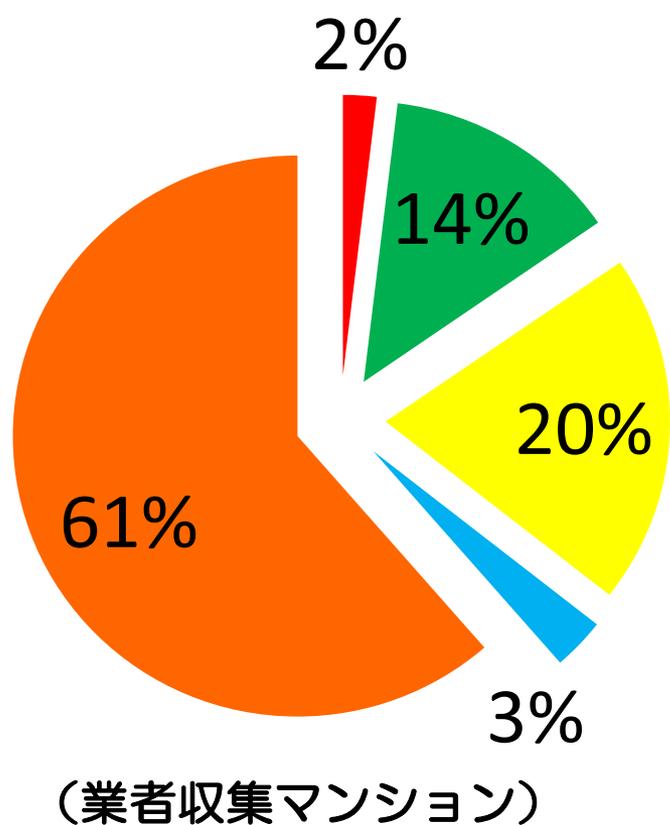
管理者の皆様と
京都市の連携が
重要です。



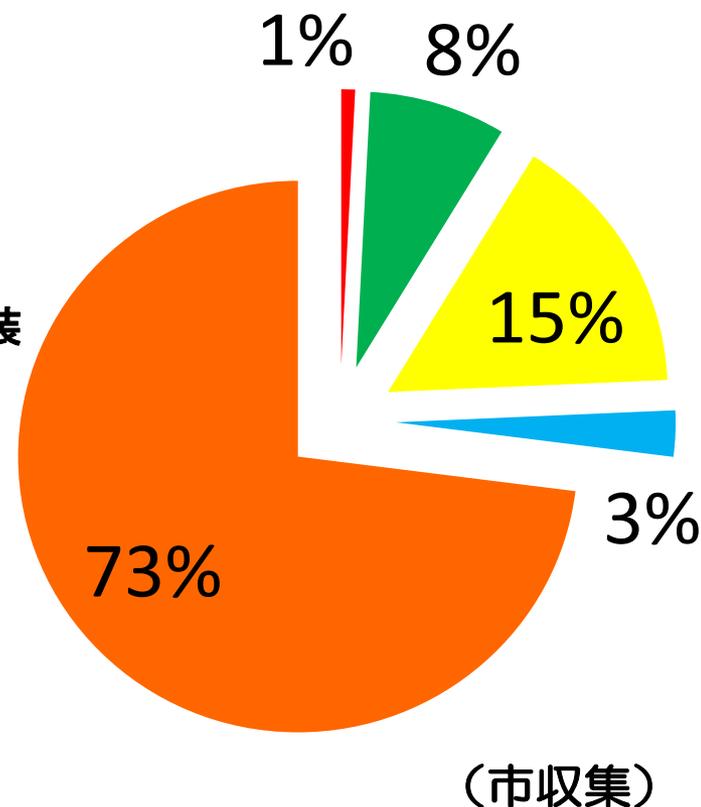
業者収集マンション分別啓発経過

- 平成22年2月 届出制度創設
- 平成22年4月 分別義務の明確化
- 平成22年6月 透明袋排出義務化
- // 分別されていない
ごみの受入拒否が
できるよう規則改正

資源化可能物の割合（燃やすごみ組成）



- 缶・びん・ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 紙類
- その他資源化物
- その他(資源化不可)



※平成23年度業者収集ごみ組成
実態調査の数値を抜粋

※平成22年度家庭ごみ細組成調査の
数値を抜粋

本日の内容

- 京都市のごみ処理の現状について
- 業者収集マンションとは
- 業者収集マンション届出書について
- 業者収集マンションのごみの出し方について
- 雑がみの分別・リサイクルの取組について

業者収集マンション届出書について

●届出者

- 民間業者（許可業者）に継続的にマンション等のごみの収集を依頼しようとする方
- 実質的には、ごみ収集の依頼等に関する事務に責任を有する方

●届出内容（主なもの）

- マンションの管理者
（常駐の管理人等は実質的な管理者として記載）
- ごみの分別方法（缶・びん・PET
・プラ製容器包装・古紙等）
- 収集を依頼する業者名

業者収集マンション届出書について②

●提出期限

→新たにごみの収集を開始するまで（すでに収集を開始している場合は速やかに）

●届出内容に変更があった場合

→新たに届出書を再提出又は変更届を提出

→管理者が変わる場合も上記と同様

業者収集マンション等の届出書

(あて先) 京都市長		平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
管理者等の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		管理者等の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市中京区河原町御池上ル〇〇町△△		御池〇〇マンション管理組合 理事長 京都太郎
電話 075-222-XXXX		
届出者の区分	管理会社・不動産業・ 管理組合 所有者（個人・その他）	

業者収集マンションの届出に関する要綱第3条の規定により届け出ます。

マンション等の名称	御池〇〇マンション		
マンション等の所在地	京都市中京区河原町御池上ル〇〇町△△ 戸数 100戸		
実質的な管理者 (支店、営業所等で届出者と異なる場合記入)	氏名又は名称	株式会社〇〇管理 〇〇支店 連絡先 上京区〇〇〇〇〇〇〇〇 **-* 電話番号 075-XXX-XXXX	
燃やすごみの収集を 依頼する許可業者名	㈱京都〇〇商店 収集回数 7回/週		
資源ごみの分別方法及び 収集方法	(資源ごみの種類)	(排出回数等)	(収集方法※)
	① 缶	1回/週 金曜日(市収集・ ㈱京都〇〇商店)	
	② びん	1回/週 金曜日(市収集・ ㈱京都〇〇商店)	
	③ ペットボトル	1回/週 金曜日(市収集・ ㈱京都〇〇商店)	
	④ プラ製容器包装	1回/週 木曜日(市収集)	
	⑤ 古紙	1回/月 第一火曜日(市収集・ 〇〇古紙)	
	⑥ 小型金属	1回/月 第一水曜日(市収集・ 〇〇金属)	
	⑦	__回/週 __曜日(市収集・)	
	⑧	__回/週 __曜日(市収集・)	
	※市収集の場合は市収集に○を、業者収集の場合は収集する業者名を記入する		
ごみの出し方に関する 入居者への周知方法	入居者向け説明書等があれば添付 ① 掲木板等 に掲載 , ② 書面の配布 , ③ ごみ置き場に表示 ④ その他 ()		
収集開始日(新設のみ)	平成 △△年 △△月 △△日		
備考			

●管理者名, マンション名

- ・正式名称を記載
 - ・管理組合や管理会社, 所有者等が届出者になる
- ※管理者や実質的な管理者には京都市からの郵便物が届いたり電話で連絡させていただくことがあります

●実質的な管理者

管理会社（管理者に記載していない場合）や常駐の管理人がいる場合に記載

●許可業者名

収集を依頼する業者名や収集回数を記載

●分別方法

缶・びん・PET・プラは必ず記載し、古紙等を分別している場合も記載

届出書提出後の流れ

マンション管理者が届出書を
ごみ減量推進課に提出

エコまちステーション（各区）の
スタッフがごみの状況等，届出書
の内容と合致しているか現地確認

- ・ 状況に応じて分別アドバイス
- ・ 届出済証の送付

届出内容に変更点があった場合変更届を提出



必要に応じて
分別アドバイスを
実施！京都市の
啓発物品も用意
しています。

届出済証

No****
資源ごみ分別マンション等の届出済証
〇〇マンション
業者収集マンション等の届出に関する要綱に基づく表示
既 京都市

本日の内容

- 京都市のごみ処理の現状について
- 業者収集マンションとは
- 業者収集マンション届出書について
- 業者収集マンションのごみの出し方について
- 雑がみの分別・リサイクルの取組について

業者収集マンションから排出される ごみの出し方

- ◆資源ごみ（缶・びん・ペットボトル
・プラ製容器包装）は必ず分別
- ◆ごみは透明袋で出す

これらのことは
ごみ出しルールの**原則**です。
必ず守っていただきますよう
お願いします。



業者収集マンションから排出される ごみの出し方

業者収集マンションの
ごみの出し方は
このリーフレットを
ご覧ください



— 京都市からのお知らせ —

民間業者がごみを収集するマンションなどにお住まいの皆様へ

市内には毎日の収集や夜間の収集が必要などの理由で、民間業者がごみを収集するマンション等があります。この場合、京都市収集のルールと異なりますので、必ずお住まいのマンションの管理者などにご確認ください。

燃やすごみと資源ごみの出し方

燃やすごみ

生ごみ類、紙類、「容器」と「包装」以外のプラスチック類、ガラス類、陶磁器、皮革類、繊維類など

民間業者が収集する場合

民間業者が収集する場合



無色または白色の透明袋で出してください。

資源ごみ

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」、小型金属類、スプレー缶など

京都市が収集する場合



注意 資源ごみは、民間業者が収集する場合と京都市が収集している場合があります。

京都市の資源ごみ収集場に出してください。

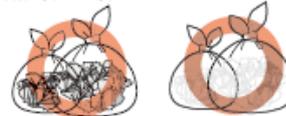
缶・びん・ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」は、それぞれ資源ごみ用指定袋に入れてください。

小型金属類・スプレー缶は中の見える袋に入れ、袋に「金属」と書くか「金属」と書いた紙を貼ってください。

ごみは無色又は白色の透明袋で出してください!

使用できる袋

中に入れた新聞紙の文字が読める程度の無色又は白色透明の袋で、80リットルまでの丈夫な袋をご使用ください。透明袋であれば、スーパーなどで販売している市販の袋やレジ袋でかまいません。



使用できない袋

黒や青など着色された袋、段ボール箱ではごみを出せません。燃やすごみ用有料指定袋（黄色袋）もお使いいただけません。



警告 警告シールについて

透明袋で出されていない、分別が不十分、大型ごみが混入しているなど、ルールが守られていない場合は、収集業者が**警告シール**を貼付し、取り残していきます。



燃やすごみ

燃やすごみ

生ごみ類、紙類、「容器」と「包装」以外のプラスチック類、ガラス類、陶磁器、皮革類、繊維類など

出し方のルール

- ① 生ごみは十分に水切りをしてください。
- ② ガラスや刃物は厚紙などに包んで！
ガラス、刃物などの危険物は、収集時に危険なので厚紙などで全体を包み、ごみ袋の中央に入れてください。
- ③ 火の気のあるものは水につけて！
マッチやたばこの吸い殻などは水につけてから出してください。ライターはガスを使い切り、水につけてから出してください。



これらのものは、「燃やすごみ」になります。

プラスチックでも、「容器」や「包装」に該当しません！



ハンガー類、洗濯はさみ、布ばさみ



おもちゃ類



ざる、ボール類



タッパー、弁当箱



洗面器、風呂のいす



飲料パックのストローなど
(食品の付随物)



クリーニングの袋
(食品の付随でないもの)



CD、DVD、カセットなどのケース
(外装も取り出しても不要とならないもの)

これらのものは、
燃やすごみに
入れて出してね





これらのものは、『燃やすごみ』になります。

プラスチックでも、「容器」や「包装」に該当しません！



ハンガー類,洗濯はさみ,布団はさみ



おもちゃ類



ざる, ボール類



タッパー, 弁当箱



洗面器, 風呂のいす



飲料パックのストローなど
(商品の付属品)



クリーニングの袋
(商品の包装でないもの)



CD,DVD,カセットなどのケース
(中身を取り出しても不要とならないもの)

これらのものは、
燃やすごみに
入れて出してね



資源ごみ

缶・びん・ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」、小型金属類・スプレー缶は、**必ず分別してください!!**

缶・びん・ペットボトル

食料、飲料用の缶やびん、飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトルなど

出し方のルール

- ① ペットボトルのふたとラベルははずしてから！
はずしたふたとラベルは、プラスチック製の「容器」と「包装」に出してください。
- ② 中身は空にして、洗ってから出そう！
- ③ たばこの吸い殻や釘などの異物は中に入れないで！
- ④ びんのふたははずして分別！
金属製のふたは燃やすごみ、プラスチック製のふたは、プラスチック製の「容器」と「包装」に出してください。



プラスチック製の「容器」と「包装」

トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材など

出し方のルール

- ① 汚れているものはふき取るか、さっと洗ってから出してください。
- ② 洗っても落ちないくらい汚れがひどい場合は、燃やすごみで出してください。
- ③ 異物は絶対入れないでください。



このマークを目印に!

「容器」と「包装」に該当するもの



プラスチックのシート、フィルム



菓子類などの袋、レジ袋、食料品などのラップ



食料品、日用品などのパック、カップ



新鮮食品などのトレイ



シャンプー、洗剤、調味料などのボトル



ボトル類、チューブ類などのふた、キャップ



発泡スチロールなどの緩衝材



マヨネーズの容器、歯磨き粉などのチューブ

小型金属類・スプレー缶

なべ、やかんなど最長部がおおむね30cm以下の金属類など

出し方のルール

- ① スプレー缶は、中身を使いきってから出してください。
- ② 油污は、落としてから出してください。



缶・びん・ペットボトル

缶・びん・ペットボトル

出し方のルール

- ① ペットボトルのふたとラベルははずしてから！
はずしたふたとラベルは、プラスチック製の「容器」と「包装」に出してください。
- ② 中身は空にして、洗ってから出そう！
- ③ たばこの吸い殻や釘などの異物は中に入れないで！
- ④ びんのふたははずして分別！
金属製のふたは燃やすごみ、プラスチック製のふたは、プラスチック製の「容器」と「包装」に出してください。

食料、飲料用の缶やびん、飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトルなど



プラスチック製容器包装

プラスチック製の「容器」と「包装」

トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、
キャップ類、緩衝材など

出し方のルール

- ① 汚れているものはふき取るか、さっと洗ってから出してください。

これくらいでOK!



- ② 洗っても落ちないくらい汚れがひどい場合は、燃やすごみで出してください。

- ③ 異物は絶対入れないでください。



このマークを目印に!

「容器」と「包装」に該当するもの



プラスチックのシート、フィルム



菓子類などの袋、レジ袋、食料品などのラップ



食料品、日用品などのバック、カップ



生鮮食品などのトレイ



シャンプー、洗剤、調味料などのボトル



ボトル類、チューブ類などのふた、キャップ



発泡スチロールなどの緩衝材



マヨネーズの容器、歯磨き粉などのチューブ

業者収集マンションごみは透明な袋で出す

ごみは無色又は白色の透明袋で出してください!

使用できる袋

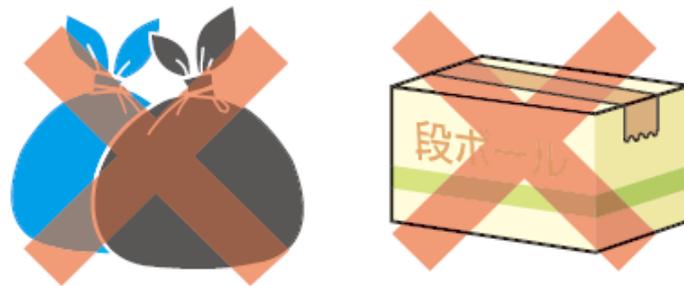
中に入れた新聞紙の文字が読める程度の無色又は白色透明の袋で、90リットルまでの丈夫な袋をご使用ください。透明袋であれば、スーパーなどで販売している市販の袋やレジ袋でかまいません。



使用できない袋

黒や青など着色された袋、段ボール箱ではごみを出せません。

燃やすごみ用有料指定袋(黄色袋)もお使いいただけません。



警告

警告シールについて

透明袋で出されていない、分別が不十分、大型ごみが混入しているなど、ルールが守られていない場合は、収集業者が**警告シール**を貼付し、取り残していきます。

京都市からのお願い

このごみは
収集できません

- 透明袋(無色透明又は白色透明)で出してください。
- 燃焼対象物が入らないでください。

※お問い合わせは、契約の収集業者まで

収集業者名

番 号

業者収集マンション 燃やすごみと資源ごみの出し方

燃やすごみと資源ごみの出し方

燃やすごみ

生ごみ類、紙類、「容器」と「包装」以外のプラスチック類、ガラス類、陶磁器、皮革類、繊維類など

民間業者が
収集する場合

民間業者が
収集する場合



無色または白色の透明袋で出してください。

資源ごみ

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」、小型金属類、スプレー缶など

注意 資源ごみは、民間業者が収集する場合と京都市が収集している場合があります。

京都市が
収集する場合



京都市の資源ごみ収集場所に
出してください。



缶・びん・ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」は、それぞれ資源ごみ用指定袋に入れてください。



小型金属類・スプレー缶は中の見える袋に入れ、袋に「金属」と書くか「金属」と書いた紙を貼ってください。



ご不明な点につきましては、
京都市や契約されている
収集業者までお尋ねください